



世附地区の土砂崩れにより半壊した家屋

9月8日
災害

台風9号

山北町を襲った豪雨



9月8日午前11時頃、台風9号が、福井県敦賀市付近に上陸、静岡県に到達する頃、熱帯低気圧に変わり、各地に大雨を降らせました。当町では、8日朝より降り始めた雨は、午後5時までに約495mmの雨量を記録。これは24時間雨量で観測史上最大となる激しい豪雨であり、各所で土砂崩落や山崩れなどが発生し、甚大な被害をもたらしました。これに伴い、町では9月8日午後2時20分に災害対策本部を設置し、情報収集や災害の対応、復旧等を行いました。この豪雨のため、東名高速道路が鮎沢パーキングエリア付近で土砂崩落により上下線とも通行止め、国道246号 浅間山隧道が土砂により片側交互通行となり、県道山北藤野線 山市場付近が土砂崩落により、県道玄倉山北線 市間橋先が路肩崩落のためいずれも通行止め、町道塩沢線・町道尺里高松線が土砂崩落のため通行止めとなりました。これらの通行止めの影響により清水・三保

地区や高松地区、峰・塩沢地区、市間・高杉地区等が一時孤立しました。また、洒水の滝入り口付近・洒水の滝新観瀑台付近の土砂崩落により洒水の滝へ通行不能となり、ふれあいビレッジ オートキャンプ場が土砂に埋没しました。このほかに水道管の破損等で、透間地区（21世帯）・尺里西地区（1世帯）・世附地区（3施設）塩沢・峰下・谷戸諸沢・峰地区（63世帯）・共和地区（8世帯）が断水し、床上浸水2戸、土砂流入1戸、世附地区での土砂崩落のため、家屋が2戸半壊し、この土砂崩れにより3名が重軽傷を負い、病院に搬送されました。

町内各所の災害のため、町内すべての消防団が出動し、救援・救助・警戒活動を行いました。世附地区で重軽傷を負った3名の救助の際には、強い風雨のため、自衛隊ヘリやドクターヘリが飛行できなかったため、レスキュー隊や消防団、地元業者が救出作業を行い、道路寸断箇所まで負傷者を搬送し、そこで待機していた救急車に担架で受け渡しを行いました。

この災害状況により町では各所で避難所を開設し、住民の受け入れを行いました。また、道路への土砂流出等による通行止めの影響で、川村小学校・山北中学校の高松地区の児童3名、生徒1名は中央公民館に一



土砂や落石により崩壊した洒水の滝 新観瀑台付近



水の流れの勢いで削られた道路（世附地区）



ふれあいビレッジ オートキャンプ場の炊事場が土砂によって埋没した



ふれあいビレッジ オートキャンプ場の管理棟横まで流れた土砂



大野山山頂でおきた土砂崩落

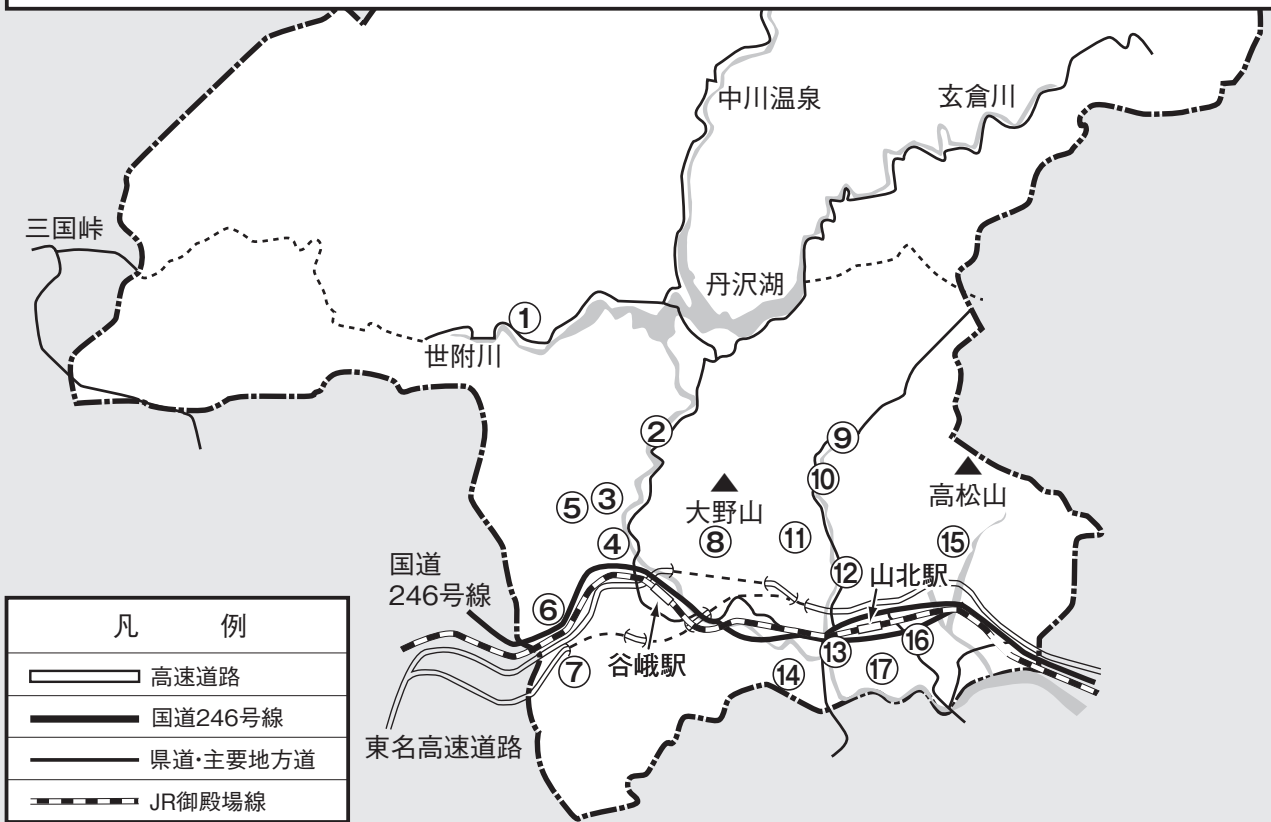


土砂崩落により通行止めとなった町道深沢線

時避難しました。三保小学校・三保中学校では教職員12名が帰宅できず、学校に宿泊しました。避難所等では避難されてきた方に毛布や食料等が用意されました。
公共交通機関に関して、鉄道関係では、JR東海道本線・JR御殿場線が運転を取りやめるなどし、バスについても、町内循環バスや富士急湘南バス西丹沢線などが運休しました。
災害対策本部は、15日午後5時に解散しましたが、現在でも町では被害箇所の復旧作業を行っておりません。しかし、ふれあいビレッジオートキャンプ場等の甚大な被害を受け、箇所については、現在も復旧の目途がたっておりません。

主な被災箇所

- ① 土砂崩れにより2世帯の家屋が半壊
県道山北・山中湖線が土砂崩落
- ② 県道山北藤野線が土砂崩落
- ③ ふれあいピレージオートキャンプ場が土砂に埋没
喜一郎新田用水で車沢から土砂流出
用沢耕地内のブロック倒壊
- ④ 塩沢・峰・峰下・谷戸諸沢地区が断水
- ⑤ 町道塩沢線が土砂崩落・路肩崩落
塩沢川が土砂堆積
- ⑥ 透間地区が断水
- ⑦ 町道鮎沢1号線・鮎沢2号線が土砂崩落
- ⑧ 都夫良野・野背開戸地区が断水
- ⑨ 町道湯ヶ沢線が土砂崩落
- ⑩ 県道玄倉山北線が土砂崩落
- ⑪ 町道深沢線が土砂崩落・路肩崩落
町道鍛冶屋敷高杉線が土砂崩落・路肩崩落
町道古宿深沢線が土砂流出
- ⑫ 皆瀬川用水取水口が土砂堆積
堰口橋が増水により流失
- ⑬ 国道246号浅間山隧道が土砂崩落
- ⑭ 町道洒水の滝入り口線及び洒水の滝付近が土砂流入・流出
- ⑮ 町道尺里高松線が土砂崩落・路肩崩落
- ⑯ 川村用水が丸山より土砂流入
- ⑰ 岩流瀬用水路取水口が損壊



台風により建物等が
被害を受けた方へ
「**災証明書**」を発行します

台風9号による大雨で、建物等が被害を受け、保険請求等に「**災証明書**」が必要な方は発行しますので、申請をお願いします。

「**災証明書**」とは台風や暴風、豪雨などの自然災害により建物等が損壊した場合、建物等の被害状況を証明するもので、損害保険の請求や税の申告等が必要になります。

証明の範囲 建物等の全壊、半壊、流失、床上浸水、床下浸水、一部損壊

必要な物 申請書、印鑑、被害状況の分かる写真があれば添付

費用 無料

申請場所 役場1階 税務課税務班

※申請書は税務課で配布しています。

※災害により建物等に被害を受け、修繕をした場合、確定申告で雑損控除の申請が出来ます。申告には「**災証明書**」及び修繕費等の領収証が必要となります。

【問合せ】 税務課税務班

☎ 7513642